

## 答 申

### 1 審査会の結論

「児童相談所における〇〇〇〇への面会・通信制限に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「〇〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日のうち、平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇日の経過記録及び面接記録等の一部）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年2月28日付けで行った部分開示決定は、別表に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成25年9月2日付けで本件開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第22条第3項の規定に基づき、平成25年9月12日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間特例延長について、申立人に通知した。

実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成26年2月28日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）をもって通知した。

(2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成26年4月28日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(3) 実施機関は、平成26年6月5日付けで本件決定通知書における開示をしない理由の記載内容の訂正を行い、申立人に通知した。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年8月4日付けで、実施機関から

条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成26年9月29日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成27年10月26日、実施機関からの意見聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

本件決定通知書には、単に条文を引用しただけではなく、「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」と具体的な理由を記載し、不開示とした理由について開示請求者が可能な限り明確に認識し得るものとしており、申立人の主張は不当なものである。

### 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇児童相談所における申立人の子である〇〇〇〇（以下「児童A」という。）の面会・通信制限に関する記録のうち、別に開示決定を行った訴訟関係書類を除く平成〇〇年〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇日の経過記録及び面接記録等の一部である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下不開示部分の不開示情報該当性及び対象外部分の保有個人情報該当性について検討する。

(2) 不開示部分のうち別表に掲げる部分以外の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまでで典型的な「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされるものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。ここで、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含むものと解すべきである。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、児童相談所における児童Aへの面会・通信制限に係る記録が具体的に記載されているものと認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（法第12条第2項、第11条第1項）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠であるものと認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分以外の部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることを恐れて児童Aに関する関係機関との連絡の内容や評価又は判断の内容等を記録することをためらうことが想定され、その結果、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、同部分を開示すると実施機関の法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開

示すべきではない。

(3) 不開示部分のうち別表に掲げる部分の条例第17条第7号該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分については、児童Aに関する実施機関内部での文書の収受の記録等であり、これを開示しても実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号の不開示情報には該当しないから、開示すべきである。

(4) 対象外部分の保有個人情報該当性について

対象外とされている部分は、児童Aへの面会・通信制限以外の訴訟に関する記録や面会・通信制限には関係しない児童Aに対する保護業務に関する記録等であるから、本件対象保有個人情報に該当しないことは明らかである。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、本件決定通知書には開示しない理由として根拠条項とその説明が示されているのみであり、手引の「理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。」との記載に従っていないと主張する。

しかし、本件決定通知書には、開示しない理由として法律上の根拠条項とその説明だけではなく、「開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」などの理由が記載されている。開示しない理由について本件決定通知書の記載以上に具体的に記載しようとする、不開示部分の内容についても言及しなければならなくなってしまう。このことから、実施機関は本件決定通知書において不開示の理由を可能な限り具体的に記載しているものと認められる。したがって申立人の主張には理由がない。

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

## 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 8月 4日	諮問を受ける（諮問第126号）
平成26年 8月 4日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 9月30日	申立人から意見書を受理
平成27年10月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年11月24日	審議
平成27年12月22日	審議
平成28年 1月19日	審議
平成28年 2月26日	答申

別 表  
(省略)